

# 「平成15年度の献血の推進について」(平成15年6月9日医薬局長通知別添)の実施状況等一覧

## 第1節 平成15年度に献血により確保すべき血液の目標量

段落	平成15年度の記述	実施状況	平成16年度献血推進計画作成に向けての方針(案)
1	平成15年度には、全血採血により137万リットル、成分採血により78万リットル(血小板採血31万リットル、血漿採血47万リットル)、計215万リットルの血液を献血により確保する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成15年4月から12月の献血確保実績量は、全血採血100万リットル、血小板採血22万リットル、血漿採血33万リットル、合計155万リットル(いずれも速報値)であり、目標の約72%を達成。</li> <li>献血確保実績量は、前年同期比97%であり、今後、目標の達成のために一層の献血の推進が必要。</li> <li>この間、日本赤十字社は、医療機関の需要に応じ、全血製剤0.2万リットル、赤血球製剤34.8万リットル、血小板製剤11.0万リットル、血漿製剤19.9万リットル(いずれも速報値)を供給。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各都道府県に対して実施した血液製剤需要調査によると、平成16年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、全血製剤0.2万リットル、赤血球製剤47万リットル、血小板製剤15万リットル、血漿製剤31万リットルであり、それぞれ0.3万リットル、49万リットル、16万リットル、34万リットルが製造される見込である。</li> <li>平成16年度に確保すべき原料血漿の量は108万リットルであることを踏まえ、平成16年度には、全血採血により136万リットル及び成分採血により83万リットル(血小板採血31万リットル及び血漿採血51万リットル)の血液を献血により確保する必要がある。</li> </ul>

## 第2節 前節の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

### (1) 献血に関する普及啓発活動の実施

段落	平成15年度の記述	実施状況	平成16年度献血推進計画作成に向けての方針(案)
2	国は、都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)及び採血事業者等関係者の協力を得て、献血血液による血液製剤の国内自給を推進し、広く国民各層に献血に関する理解と協力を求めるため、国民に対し、教育及び啓発を行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な措置については(1)①以降に記載。</li> <li>なお、肝炎ウイルスについては、平成15年6月から9月にかけて政府広報(新聞、ラジオ、テレビ、広報誌)を活用して、検査目的の献血を行わないための周知徹底を実施。また、平成15年7月に実施した「愛の血液助け合い運動」のポスターの下部に、感染症の検査目的の献血をしないよう呼びかける文言を記述。平成16年1月～2月に実施する「はたちの献血キャンペーン」のポスターの下部にも、同様の文言を記述。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>献血に関する普及啓発活動を行うに当たっての基本的な考え方であり、今後とも継続して記載する必要がある。</li> </ul>
3	都道府県及び市町村は、国及び採血事業者等関係者の協力を得て、より多くの住民に献血に参加していただくために、地域の実情に応じた啓発活動を行うことにより、献血への関心を高めることが必要である。		
4	採血事業者は、国、都道府県及び市町村等関係者の協力を得て、献血者が継続して献血に協力できるよう環境の整備を行うことが重要である。そのため、献血者に必要な情報を提供すること等により、献血への一層の理解と協力を呼びかけることが求められる。		

5	国、都道府県、市町村及び採血事業者は、国民に対し、献血の必要性や血液の利用実態等について、正確な情報を伝える必要がある。また、各種の普及啓発を実施するとともに、献血者等の意見を踏まえ、その手法等の改善に努めることが必要である。さらに、血液製剤の安全性を確保するため、感染症の検査を目的とした献血を行わないよう、周知徹底する必要がある。	
6	これらを踏まえ、以下に掲げる献血推進を実施する必要がある。	

①「愛の血液助け合い運動」等の実施

段落	平成15年度の記述	実施状況	平成16年度献血推進計画作成に向けての方針(案)
7	国は、7月に「愛の血液助け合い運動」、1月～2月に「はたちの献血キャンペーン」を実施し、都道府県及び採血事業者の協力を得て、特に必要性が高い400ml全血採血及び成分採血の推進及び普及のため、ポスター等必要な資料を作成し、関係者に提供するものとする。都道府県及び採血事業者においても、必要な資料を作成し、関係者に提供することが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年7月、「愛の血液助け合い運動」を実施。文部科学省をはじめとする23団体に後援依頼。協賛は3団体。また、各省庁に協力依頼を发出。加えて、都道府県に実施通知、政令市・特別区に協力依頼を通知。</li> <li>・同月、厚生労働省広報誌「月刊厚生労働」に「愛の血液助け合い運動」について解説記事を掲載。</li> <li>・平成16年1月～2月、「はたちの献血キャンペーン」を実施予定。3団体に後援依頼、各省庁に協力依頼を发出、都道府県に実施通知、政令市・特別区に協力依頼を通知する予定。</li> </ul>	・平成16年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。
8	国は、様々な媒体を活用して献血への理解と協力を呼びかけるとともに、献血場所の確保のため、関係者に必要な協力を求めるものとする。	・平成15年7月「血液事業の情報ページ」開設	・平成16年度においても、様々な媒体を活用して献血への理解と協力を呼びかける必要がある。
9	国は、都道府県献血推進計画の策定、地域における献血大会等の開催、献血推進に係る普及啓発、市町村による献血推進の支援、献血推進ボランティア団体の育成等について、都道府県及び市町村を支援するものとする。	・国は、都道府県、保健所設置市及び特別区の実施する左に掲げる事業について財政支援を実施中。	・平成16年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。

10	都道府県及び市町村は、様々な媒体を活用し、採血事業者の協力を得て、献血の推進に関する資料を関係者や住民に提供すること等により、住民に献血への理解と協力を呼びかけることが必要である。例えば、献血の必要性に関する教育及び啓発資料の作成、広報等を活用した献血実施場所の周知、献血未経験者も参加できるイベントの開催等があげられる。	・各都道府県により事情は異なるが、幾つかの自治体においては、ポスターやTV・ラジオCMを利用した普及啓発、県内イベントの開催、携帯メールによる献血者への情報提供、記念品の贈呈等を実施。 ・その他都道府県が実施している普及啓発については別紙のとおり。	・平成16年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。
----	---	---	----------------------------------

### ②献血運動推進全国大会の開催等

段落	平成15年度の記述	実施状況	平成16年度献血推進計画作成に向けての方針(案)
11	国は、献血血液による血液製剤の国内自給を推進し、広く国民各層に献血に関する理解と協力を求めるため、都道府県及び採血事業者の協力を得て、7月に献血運動推進全国大会を主催するものとする。	・平成15年7月、献血推進運動全国大会開催(茨城県)。	・平成16年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。
12	国及び都道府県は、献血運動の推進に関し積極的に協力し、模範となる実績を示した団体、個人に対し表彰を行う必要がある。	・厚生労働大臣から、93名に表彰状を、342名に感謝状を交付。	・平成16年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。

### ③献血推進運動中央連絡協議会の開催

段落	平成15年度の記述	実施状況	平成16年度献血推進計画作成に向けての方針(案)
13	国は、献血推進活動に関わる者が効果的な献血推進方策や献血を推進する上で課題等について協議を行うため、10月に献血推進運動中央連絡協議会を開催するものとする。本協議会には、都道府県、市町村、採血事業者、民間の献血推進組織等の代表者の参加を得ることとする。	・平成15年11月 献血推進運動中央連絡協議会開催	・平成16年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。

### ④献血推進協議会の活用

段落	平成15年度の記述	実施状況	平成16年度献血推進計画作成に向けての方針(案)
14	都道府県は、献血に対する住民の理解と協力を求め、血液事業の適正な運営を確保するため、献血推進協議会を設置することが重要であり、定期的に関することが求められる。市町村も、同様の協議会を設置することが望ましい。	・献血推進協議会は、47都道府県及び1,831市町村において設置。	・平成16年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。

15	献血推進協議会には、採血事業者、医療関係者、商工会議所等工場・事業所、教育機関、報道機関等から参加者を募ることとする。	「献血推進協議会設置要綱(案)」(昭和39年11月11日厚生省生物製剤課長通知別添)に規定されているとおり。	・平成16年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。
16	都道府県及び市町村は、このような献血推進協議会を活用することにより、採血事業者及び血液事業に関わる民間組織等と連携して、都道府県献血支援計画の策定を始めとして、献血に関する教育及び啓発を検討し、献血組織の育成等を行うことが望ましい。	・献血推進協議会は最低年に1回開かれているが、参加者の意識が低く、形骸化しているとの意見がある。	・献血の推進に当たっては、関係者の幅広い協力が不可欠であり、今後も献血推進協議会の積極的な活用が求められる。したがって、平成16年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。

⑤若年層の献血への理解を深めるための普及啓発

段落	平成15年度の記述	実施状況	平成16年度献血推進計画作成に向けての方針(案)
17	国は、高校生を主たる対象として、献血について解説したテキスト等を作成するものとする。これらを活用し、国は、都道府県及び市町村と協力して、高校生に献血への理解を深めるための普及啓発を行うものとする。	・平成15年3月、高校3年生向けの啓発資料「献血ホップ、ステップ、ジャンプ」を作成(139万部)し、各都道府県、教育委員会、高校等の教育機関に配布。配布に当たっては、文部科学省高等教育局の協力を得た。	・平成16年度においても、引き続きこれらの取組を進め、その充実を図る必要がある。 ・平成16年度においては、教諭用と生徒用の2種類のパンフレットを作成し、効果的に必要な知識を得られるように工夫することとしている。
34 18	都道府県及び市町村は、地域の実情に応じて、若年層の献血への関心を高めるため、学校等において、ボランティア活動である献血について情報提供を行うことが求められる。	・各都道府県により対応は異なるが、幾つかの自治体においては、小中学生に対して献血に関する啓発資料の絵柄等の募集、高校生に対する献血教育や啓発講話、若年層ボランティアに対する支援等を実施。 ・その他都道府県が実施している普及啓発については別紙のとおり。	・平成16年度においても、引き続きこれらの取組を進めるとともに、それぞれの地域の実情を踏まえ、その充実を図ることが求められる。

(2) 献血の推進に際し、配慮すべき事項

①献血者が安心して献血できる環境の整備

段落	平成15年度の記述	実施状況	平成16年度献血推進計画作成に向けての方針(案)
19	採血事業者は、献血者が安心して献血できる環境の整備を行うことが必要である。具体的には、献血者の個人情報保護するとともに、採血の業務の管理を適正に行うことにより、採血時の安全性を確保し、採血時の事故に備える等の措置を講ずることが重要である。	・平成15年7月、献血者の個人情報の保護を採血事業者に義務付けた血液法(第37条)及び同法第21条に基づく「採血の業務の管理及び構造設備に関する基準」が施行され、日本赤十字社において、これらの規定に基づく取組が行われているところ。	・平成16年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。

20	採血事業者は、献血の受入れに当たっては献血者を懇切丁寧に処遇し、不快の念を与えぬよう特に留意する必要がある。また、献血者の要望を把握し、これを踏まえて、献血受入体制の改善に努めることが必要である。	・日本赤十字社は、各地域の事情を踏まえ、職員等に対し接遇研修を実施するとともに、移動採血車の増車、採血所の設備の改善、開設日の調整等を実施しているところ。	・平成16年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。
21	国は、採血事業者によるこれらの取組を支援するものとする。都道府県も、同様の支援を行うことが求められる。	・国は、血液事業を円滑に推進するために、財政支援を実施中。また、献血に関する苦情相談にも対応している。さらに、平成15年6月12日付け厚生労働省医政局長通知「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に規定する省令の施行について」記の第2の1(6)において、臨床研修協力施設として想定されるものの一つに「赤十字血液センター」を掲げ、問診に関する体制の充実を図った。 ・各都道府県により対応は異なるが、幾つかの自治体においては、日本赤十字社に対する財政支援、献血に協力した者への記念品の贈呈、献血に関する苦情相談、献血の受入に係る財政支援等が実施されている。ただし、特段の措置を講じていない自治体もある。	・平成16年度においても、引き続きこれらの取組を進め、その充実を図る必要がある。
22	また、国は、採血に伴い献血者に生じた健康被害の救済の在り方について検討し、必要な措置を講ずるものとする。	・有識者に対して個別に意見聴取を実施したが、合意が得られず、制度の構築には至らなかった。 ・そもそも、採血に伴い献血者に生じた健康被害の実態に関する情報が不足していることから、来年度は関係者を集めた意見交換会を開催することを検討中。	・以下のとおり記述を改める。 また、国は、採血に伴い献血者に生じた健康被害の実態に係る情報を収集した上で、その救済の在り方について検討し、必要な措置を講ずるものとする。

②血液検査による健康管理サービスの充実

段落	平成15年度の記述	実施状況	平成16年度献血推進計画作成に向けての方針(案)
23	採血事業者は、献血制度の健全な発展を図るため、採血に際し、生化学検査等献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者が希望する場合は、その結果を通知することが必要である。	・日本赤十字社は、献血を希望する者のうち、通知を希望した全員に対し、7項目の生化学検査成績を通知している。また、成分採血、400ml全血採血を行った者には、合わせて8項目の血球計数検査成績を通知している。	・平成16年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。